

定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項の内法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

ツルハホールディングス株式会社の次に掲げる事項

- ① 定款
- ② 最終事業年度（2024年5月16日から2025年2月28日まで）に係る計算書類等

株式会社ウエルシアホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。

- ① ツルハホールディングス株式会社の定款
次頁以降をご参照ください。

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ツルハホールディングスと称し、英文では、TSURUHA HOLDINGS INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 下記記載の事業および下記記載の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理する。
 - (1) 医薬品、毒物、劇物販売、医療機関で使用する麻薬取扱業
 - (2) 処方箋による医薬品の調剤および販売
 - (3) 医療用機械器具、衛生用品、度量衡販売業
 - (4) 化粧品、洗剤、日用雑貨販売業
 - (5) 調味料、牛乳、乳製品、米穀、食料品販売業
 - (6) 書籍、雑誌、事務用品、文房具、玩具販売業
 - (7) 衣料用繊維製品、室内装飾品、家庭用電気製品販売業
 - (8) 時計、貴金属、装身具販売業
 - (9) 種苗、花卉、植木販売業
 - (10) 肥料、農薬、金物、ペット用品、ペットフード、カー用品販売業
 - (11) レコード、ビデオテープ、シーディ、楽器、カメラ、写真用品、メガネ販売業
 - (12) 酒類、塩、煙草、印紙、郵便切手、テレホンカード、古物販売業
 - (13) クリーニング取次業、前各号の機械器具修理営繕取次業および建築物の営繕修理取次業
 - (14) フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストアおよび飲食店の経営ならびに加盟店の経営指導および経理事務の受託
 - (15) 物品のリースおよびレンタル
 - (16) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
 - (17) 広告宣伝に関する代理業
 - (18) ドラッグストアに対する学術指導
 - (19) ドラッグストアおよび医療機関に対する医薬品情報提供
 - (20) ドラッグストア等の店頭販売動向、新規商品の反響等の調査、各種アンケート調査等、メーカー、卸および研究機関等との共同研究

- (21) 一般消費者に対する医薬品、医療用機械器具、衛生用品、育児用品、食品、化粧品およびトイレタリー用品に関する情報提供と相談および指導
- (22) 薬剤師・登録販売者等資格試験対策事業
- (23) 各種セミナー、イベント、講演会等の開催
- (24) 介護保険法による指定居宅サービス事業および指定居宅介護支援事業
- (25) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
- (26) 高齢者、障害者等への在宅福祉サービス事業
- (27) 介護用品機器の販売およびレンタル
- (28) 給食、弁当等の製造販売および宅配
- (29) 保育所の設置ならびに経営
- (30) 損害保険代理店業
- (31) 生命保険の募集に関する業務
- (32) インターネット等の情報通信システムによる通信販売事業
- (33) 食肉、鮮魚、総菜、青果の販売
- (34) 喫茶店および食堂の経営および仕出し弁当の販売
- (35) 美容院、理容院、エステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティサロン、アロマセラピー店の経営
- (36) 按摩、マッサージ、鍼灸等の施術所の経営
- (37) 薬局、病院、老人ホーム、医療・介護・福利厚生施設ならびにスーパーマーケットの経営、業務委託および業務に関するコンサルティング事業
- (38) 金融業
- (39) フィットネスクラブおよびスポーツ施設の経営
- (40) 企業の経営計画、財務管理、労務管理および情報システムの企画、立案およびそのコンサルティング
- (41) 有価証券の運用管理
- (42) コンピュータによる情報の処理および企業経営コンサルティング
- (43) コインランドリーの経営
- (44) 情報処理サービス業、情報提供サービス業
- (45) プライベートブランド商品の製造、加工、卸売および輸出入
- (46) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発運用および保守
- (47) 菓子製造業および販売業
- (48) 前各号の事業への投資および融資
- (49) 前各号に付帯する一切の事業

2. 医薬品、毒物、劇物販売、医療機関で使用する麻薬取扱業
3. 処方箋による医薬品の調剤および販売
4. 医療用機械器具、衛生用品、度量衡販売業
5. 化粧品、洗剤、日用雑貨販売業
6. 調味料、牛乳、乳製品、米穀、食料品販売業
7. 書籍、雑誌、事務用品、文房具、玩具販売業
8. 衣料用繊維製品、室内装飾品、家庭用電気製品販売業
9. 時計、貴金属、装身具販売業
10. 種苗、花卉、植木販売業
11. 肥料、農薬、金物、ペット用品、ペットフード、カー用品販売業
12. レコード、ビデオテープ、シーディ、楽器、カメラ、写真用品、メガネ販売業
13. 酒類、塩、煙草、印紙、郵便切手、テレホンカード、古物販売業
14. クリーニング取次業、前各号の機械器具修理営繕取次業および建築物の営繕修理取次業
15. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストアおよび飲食店の経営ならびに加盟店の経営指導および経理事務の受託
16. 物品のリースおよびレンタル
17. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
18. 広告宣伝に関する代理業
19. ドラッグストアに対する学術指導
20. ドラッグストアおよび医療機関に対する医薬品情報提供
21. ドラッグストア等の店頭販売動向、新規商品の反響等の調査、各種アンケート調査等、メーカー、卸および研究機関等との共同研究
22. 一般消費者に対する医薬品、医療用機械器具、衛生用品、育児用品、食品、化粧品およびトイレタリー用品に関する情報提供と相談および指導
23. 薬剤師・登録販売者等資格試験対策事業
24. 各種セミナー、イベント、講演会等の開催
25. 介護保険法による指定居宅サービス事業および指定居宅介護支援事業
26. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
27. 高齢者、障害者等への在宅福祉サービス事業
28. 介護用品機器の販売およびレンタル
29. 給食、弁当等の製造販売および宅配
30. 保育所の設置ならびに経営
31. 損害保険代理店業
32. 生命保険の募集に関する業務

33. 企業の経営計画、財務管理、労務管理および情報システムの企画、立案およびそのコンサルティング
34. 有価証券の運用管理
35. コンピュータによる情報の処理および企業経営コンサルティング
36. インターネット等の情報通信システムによる通信販売事業
37. 食肉、鮮魚、総菜、青果の販売
38. 喫茶店および食堂の経営および仕出し弁当の販売
39. 美容院、理容院、エステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティサロン、アロマテラピー店の経営
40. 按摩、マッサージ、鍼灸等の施術所の経営
41. 薬局、病院、老人ホーム、医療・介護・福利厚生施設ならびにスーパーマーケットの経営、業務委託および業務に関するコンサルティング事業
42. 金融業
43. フィットネスクラブおよびスポーツ施設の経営
44. コインランドリーの経営
45. 情報処理サービス業、情報提供サービス業
46. プライベートブランド商品の製造、加工、卸売および輸出入
47. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
48. 菓子製造業および販売業
49. 前各号の事業への投資および融資
50. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にて行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、152,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年5月招集し、臨時株主総会は取締役会の決議により、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(解任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によりこれを解任することができる。

2. 取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第20条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前までに退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社の取締役社長は、当社を代表するとともに、会社の業務を統轄する。

2. 当社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定することができる。
3. 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

第 23 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集の手続)

第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 25 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法 399 条の 13 第 5 項に掲げる項目は除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任 期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 35 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

2. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

3. 前2項ほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第59回定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第59回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第2条 第36条（事業年度）の規定にかかわらず、2024年5月16日から始まる第63期事業年度は、2025年2月末日までの9.5か月間とする。なお、本条は、第63期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日及び最初の中間配当に関する経過措置)

第3条 第38条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、2024年5月16日から始まる第63期事業年度の期末配当の基準日は、2025年2月末日とし、中間配当の基準日は、2024年11月15日とする。なお、本条は、第63期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。

1997年5月9日	一部変更
2002年8月13日	一部変更
2004年1月26日	一部変更
2005年7月23日	一部変更
2005年8月11日	一部変更
2005年11月16日	一部変更
2006年5月1日	一部変更
2006年8月10日	一部変更
2009年8月12日	一部変更
2014年5月16日	一部変更
2020年8月11日	一部変更
2021年8月10日	一部変更
2022年8月10日	一部変更
2024年8月9日	一部変更

- ② ツルハホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご参照ください。

事業報告

(2024年5月16日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当社は決算期変更に伴い、当連結会計年度（2024年5月16日～2025年2月28日）は9.5ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりませんが、参考情報として前連結会計年度12ヶ月の実績値を記載しております。

当連結会計年度における経済情勢は、設備投資や生産の持ち直し、企業業績の改善のなか、景気は緩やかな回復傾向となっております。物価上昇により実質賃金の伸びは一進一退で個人消費は伸び悩んでおります。また米国の保護主義政策による貿易紛争や中東情勢などの地政学リスクにより先行き不透明感が続いております。

ドラッグストア業界においては、人流やインバウンド需要の回復、物価上昇等による売上増効果に一巡感がみられるなか、依然食料品中心の値上がりは進んでおり消費者の節約志向は続いております。また出店競争が続くなか調剤チェーンや食品スーパー等の他業態企業の取り込みも見られており、市場規模の拡大は継続しております。

このような状況のもと、当社グループでは当期が最終年度となる中期経営計画の達成に向け、店舗戦略では自社建物やスクラップ&ビルドによる出店の推進、調剤戦略では薬局機能の強化、PB戦略では食品を中心とした商品開発、ストアロイヤリティ向上への取り組み、DX戦略ではアプリ会員の拡大、MAツール活用による来店促進、BIツールによる経営数値の可視化に取り組んでまいりました。また、業績管理面では収益性改善・販売管理費の低減に取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、既存エリアのさらなるドミナント強化を図るとともに競争力強化のため不採算店舗の改廃を進め、期首より73店舗の新規出店と68店舗の閉店を実施いたしました。この結果、当期末のグループ店舗数は直営店で2,658店舗となりました。なお、タイ国内の当社グループ店舗につきましては、3店舗の新規出店により同国内における店舗数は2025年2月28日現在で22店舗となりました。

当社グループの出店、閉店の状況は次のとおりとなっております。

(単位：店舗)

	前期末 店舗数	出店	閉店	純増	期末 店舗数	うち 調剤薬局
北海道	432	14	9	5	437	147
東北	604	10	21	△11	593	165
関東甲信越	533	11	16	△5	528	224
中部・関西	269	9	9	—	269	167
中国	366	10	2	8	374	143
四国	225	5	5	—	225	69
九州・沖縄	224	14	6	8	232	52
国内店舗計	2,653	73	68	5	2,658	967

(その他 海外22店舗 FC加盟店舗7店舗)

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高8,456億3百万円（前連結会計年度10,274億62百万円）、営業利益378億94百万円（同471億円51百万円）、経常利益378億40百万円（同474億66百万円）となりました。また、投資有価証券売却益38億30百万円を計上するとともに、店舗の収益性を吟味した結果、回収可能価額と帳簿価額との差額107億43百万円を減損損失、さらに店舗の閉鎖に伴い将来発生すると見込まれる損失額として31億10百万円を店舗閉鎖損失引当金繰入額として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は172億7百万円（同217億43百万円）となりました。

なお、商品部門別の状況は、次のとおりであります。

医薬品

前年の抗原検査キット等の反動減や紅麹問題による漢方薬の販売減少はあったものの、調剤薬局の新規開設による処方箋枚数の増加により、売上高は2,007億46百万円となりました。

化粧品

基礎化粧品が好調に推移したものの、前年の人流回復、脱マスクによる効果が一巡したことから、売上高は1,175億11百万円となりました。

日用雑貨

一品単価の上昇と販売点数の前年割れが続くなか、シャンプー、洗剤、オーラルケアなどは販売が堅調に推移し、売上高は2,201億39百万円となりました。

食品

米を中心に値上が続くなかでも販売数量は堅調に推移し、冷凍食品、菓子、日配も好調であったことから、売上高は2,190億71百万円となりました。

その他

マスクの販売減少は続いており、健康食品の不調、育児用品も値上げによる販売数量の減少が響き、売上高は844億70百万円となりました。

商品部門別売上実績

品目		当連結会計年度 (自 2024年 5 月16日 至 2025年 2 月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
商 品	医薬品	200,746	23.7	—
	化粧品	117,511	13.9	—
	日用雑貨	220,139	26.0	—
	食品	219,071	25.9	—
	その他	84,470	10.0	—
小計		841,940	99.6	—
不動産賃貸料		1,051	0.1	—
手数料収入等		2,611	0.3	—
合計		845,603	100.0	—

- (注) 1. 当社グループは、おもに一般消費者に対して店頭販売を行っているため、受注生産および受注販売は行っておりません。
2. 当社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期は決算期変更の経過期間となることから9.5ヶ月決算となっております。このため、前期比は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、269億16百万円であり、その主なものは73店舗の新規出店および改装に伴う差入保証金等の店舗設備投資であります。

(出店店舗)

都 道 府 県 別		出 店 店 舗 数	
北 海 道	14店舗	兵 庫 県	3店舗
青 森 県	2店舗	鳥 取 県	1店舗
宮 城 県	5店舗	島 根 県	1店舗
秋 田 県	2店舗	岡 山 県	1店舗
山 形 県	1店舗	広 島 県	5店舗
栃 木 県	1店舗	山 口 県	2店舗
埼 玉 県	1店舗	香 川 県	2店舗
千 葉 県	3店舗	愛 媛 県	3店舗
東 京 都	4店舗	福 岡 県	6店舗
山 梨 県	1店舗	熊 本 県	1店舗
長 野 県	1店舗	大 分 県	1店舗
静 岡 県	3店舗	沖 縄 県	6店舗
愛 知 県	3店舗	計	73店舗

(閉店店舗)

都 道 府 県 別		閉 店 店 舗 数	
北 海 道	9 店舗	静 岡 県	3 店舗
青 森 県	3 店舗	滋 賀 県	2 店舗
岩 手 県	2 店舗	京 都 府	1 店舗
宮 城 県	11 店舗	大 阪 府	2 店舗
秋 田 県	1 店舗	和 歌 山 県	1 店舗
山 形 県	4 店舗	広 島 県	2 店舗
栃 木 県	1 店舗	香 川 県	2 店舗
千 葉 県	3 店舗	高 知 県	3 店舗
東 京 都	3 店舗	福 岡 県	1 店舗
神 奈 川 県	1 店舗	長 崎 県	1 店舗
新 潟 県	6 店舗	鹿 児 島 県	3 店舗
山 梨 県	1 店舗	沖 縄 県	1 店舗
長 野 県	1 店舗	計	68 店舗

- ③ 資金調達の状況
借入金の状況につきましては、「主要な借入先」に記載のとおりです。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 ツルハ	4,252百万円	100.0%	薬局および店舗販売業に基づく医薬品等の販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業
株式会社くすりの福太郎	98百万円	100.0%	関東地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	287百万円	100.0%	中国・九州地区における薬局・店舗販売業 に基づく医薬品等の販売
株式会社 レデイ薬局	598百万円	51.0%	中国・四国地区における薬局・店舗販売業 に基づく医薬品等の販売
株式会社杏林堂グループ・ホールディングス	50百万円	51.0%	ドラッグストア運営子会社の経営指導および管理
株式会社 杏林堂薬局	50百万円	51.0%	静岡県内における薬局・店舗販売業に基づ く医薬品等の販売
株式会社ドラッグイレブン	100百万円	100.0%	九州・沖縄地区を中心とする薬局・店舗販 売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループ マーチャンダイジング	10百万円	100.0%	当社グループ全般に係る商品の調達および 物流に関する企画、商談、調達業務 当社グループのプライベートブランド商品 の企画開発・販売促進業務 当社グループ取扱商品の電話およびインタ ーネット等での通信販売
株式会社ツルハフィナンシャルサービス	10百万円	100.0%	保険代理店業務および経営指導管理
株式会社ツルハ酒類販売	10百万円	100.0%	酒類等のインターネット等での通信販売
株式会社セベラル	50百万円	100.0%	自動販売機の賃貸および飲料の販売

- (注) 1. (株)ツルハ酒類販売は、(株)ツルハの完全子会社であります。
2. (株)杏林堂薬局は、(株)杏林堂グループ・ホールディングスの完全子会社であります。
3. 2025年2月1日付で、(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本を存続会社、(株)広島中央薬局を消滅会社とする吸収合併を行っております。
4. (株)セベラルは、(株)ツルハフィナンシャルサービスの完全子会社であります。
5. 2024年8月16日付で、(株)ツルハを存続会社、(株)ツルハファーマシーを消滅会社とする吸収合併を行っております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 152,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,557,068株 |
| ③ 株主数 | 27,935名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

2025年2月28日現在

株主名	持株数	持株比率
イオン株式会社	9,675千株	19.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,109千株	12.55%
CEP LUX-ORBIS SICAV	2,576千株	5.29%
野村証券株式会社	1,947千株	4.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,521千株	3.12%
鶴羽樹	1,413千株	2.90%
鶴羽弘子	1,371千株	2.81%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,137千株	2.33%
鶴羽暁子	1,043千株	2.14%
野村証券株式会社自己振替口	980千株	2.01%

（注）持株比率は、当社所有自己株式（890,955株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役（監査等委員）に交付した株式の区分合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	3,500株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名
その他の役員	6,000株	13名

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況

a) 取締役

2025年2月28日現在

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鶴 羽 順	(株)ツルハ代表取締役会長
取 締 役	村 上 正 一	(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役社長
取 締 役	八 幡 政 浩	(株)ツルハ代表取締役社長
取 締 役	遠 山 和 登	(株)ツルハ取締役
取 締 役	田 中 若 菜	リンクトイン・ジャパン(株)日本代表
取 締 役	奥 野 宏	KTSS(株) マネージングパートナー
取締役(常勤監査等委員)	大 船 正 博	(株)ツルハ監査役
取締役(監査等委員)	佐 藤 はるみ	アンカー税理士法人札幌事務所所長
取締役(監査等委員)	岡 崎 拓 也	岡崎拓也法律事務所代表 (株)ホクリヨウ社外監査役 フルテック(株)社外取締役監査等委員
取締役(監査等委員)	浅 田 龍 一	(株)トップカルチャーアドバイザー (株)I T O文化生活研究所顧問

- (注) 1. 取締役田中若菜氏、奥野宏氏、佐藤はるみ氏、岡崎拓也氏、浅田龍一氏は社外取締役であり、当社は5氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集、情報共有および内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、大船正博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員佐藤はるみ氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 鶴羽樹氏は、2024年8月9日付で取締役会長を退任いたしました。
小川久哉氏は、2024年8月9日付で取締役を退任いたしました。
藤井文世氏は、2024年8月9日付で取締役(監査等委員)を退任いたしました。

b) 執行役員

2025年2月28日現在

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	※鶴 羽 順	
執 行 役 員	※村 上 正 一	(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本担当
執 行 役 員	※八 幡 政 浩	(株)ツルハ担当
執 行 役 員	※遠 山 和 登	グループ店舗開発部門担当
執 行 役 員	小 橋 義 浩	グループ経営戦略部門、グループ情報システム部門担当
執 行 役 員	小 河 路 直 孝	(株)杏林堂薬局担当
執 行 役 員	半 澤 剛	(株)ドラッグイレブン担当
執 行 役 員	有 馬 康 幸	グループ商品部門担当
執 行 役 員	野 村 和 彦	グループ調剤運営部門担当
執 行 役 員	春 田 康 行	(株)くすりの福太郎担当
執 行 役 員	木 根 崇 臣	グループ能力開発部門担当
執 行 役 員	尾 島 徳 仁	グループ人事総務部門担当
執 行 役 員	三 宅 隆 太 郎	グループ財務経理部門担当

(注1) 上記※印の執行役員は、取締役を兼任しております。

(注2) 小川久哉氏は、2024年8月9日付で執行役員を退任いたしました。

村上誠氏は、2024年10月15日付で執行役員を退任いたしました。

白石明生氏は、2024年11月14日付で執行役員を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそこなわれぬように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に関する事項について取締役会にて決定しています。

1. 基本方針

当社は、取締役の報酬を経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針とし、それぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- ① 「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」企業理念を促すものであること
- ② 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
- ③ 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
- ④ 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
- ⑤ 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性と公平性及び合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬とで構成されています。取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用の上、同業・同規模（売上高・時価総額・連結営業利益等で選定）他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

2. 取締役報酬の内容及び構成割合等

取締役の報酬は、①基本報酬としての役位（職位）に応じた「固定報酬」（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績と個人の評価等にもとづく「賞与」（金銭報酬）及び③役位（職位）に応じた「株式報酬」（譲渡制限付株式報酬）とし、職責が大きく異なる監査等委員である取締役、社外取締役とそれ以外の取締役で異なる構成比としております。

監査等委員である取締役、社外取締役を除く取締役の報酬構成については、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、基本報酬、賞与及び株式報酬の比率を設定します。

具体的には、

基本報酬：賞与：株式報酬＝30～40%：50～60%：5～15%としております。

なお、「株式報酬」は、当社株式を交付することとします。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬構成の概要

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬構成
基本報酬	役位別基準額をもとに各人ごとに定める	毎月現金	30～40%
賞与	単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定後、個人別支給額を算出	年1回現金	50～60%
株式報酬	株価と役位基準をベースに当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、各取締役別の付与株数を決定	年1回株式	5～15%

（賞与）

業績連動報酬としての賞与は単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等にもとづき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出します。賞与の算定に関わる指標は利益成長の達成度を重視する視点から連結業績の「営業利益及び当期純利益」と個人別のミッション達成度により設定します。なお、支払いは、年1回社内での決裁手続を経て、定時株主総会終了後に支給します。

(株式報酬) ※譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、株価と役位基準により出された各取締役別の付与株数をベースに、当社における各割当対象者の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、付与株式数を決定します。

割当て時期については、定時株主総会終了後の9月開催の取締役会において決定します。

当社の取締役に割当てする譲渡制限付株式は事前交付型です。

監査等委員である取締役、社外取締役には業務執行から独立していることを踏まえ、基本報酬のみを支給しております。

監査等委員である取締役、社外取締役の報酬構成の概要

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬構成	
			監査等委員である取締役	社外取締役
基本報酬	役位別基準額をもとに各人ごとに定める	毎月現金	100%	100%
賞与	単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定後、個人別支給額を算出	年1回現金	0%	0%
株式報酬	株価と役位基準をベースに当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、各取締役別の付与株数を決定	年1回株式	0%	0%

3. 取締役の報酬の決定プロセス

監査等委員である取締役以外の取締役の個人別報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とします。なお、株式報酬については個人別の割当株式数を取締役会において決議します。

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、社外の有識者を交えた役員報酬の協議機関である指名・報酬委員会にて、同業他社や同規模他社の動向や企業経営のための必要性等の提言を踏まえ審議し、人事部にて各人別の報酬を立案の上、管理部門担当役員が社長と十分協議を行います。

※指名・報酬委員会の報酬部分の審議事項

- ・株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- ・取締役（執行役員、グループ経営陣幹部を含む）の個人別の報酬等の決定方針
- ・取締役（執行役員、グループ経営陣幹部を含む）の個人別の報酬等の内容の原案

監査等委員である取締役の個人別報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会からの提案に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定します。

- b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬と賞与とで構成されている金銭報酬としての報酬限度額は、2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）人数は6名（うち社外取締役1名）であります。また、2008年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

また2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額150百万円以内とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の人数は5名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と定めることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の人数は3名であります。

c) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	180 (16)	75 (16)	84 (-)	19 (-)	5 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	56 (25)	56 (25)	- (-)	- (-)	5 (4)

- (注) 1. 上表には、2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名(うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役には使用人給与は支給しておりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役2名を含む)のうち3名に対する連結子会社3社からの報酬等の支払額は120百万円となります。なお、社外取締役に該当はありません。
3. 上記業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結業績の「営業利益及び当期純利益」であり、当該事業年度の実績は、「連結損益計算書」に記載のとおりであります。
4. 個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長鶴羽 順が委任を受け、取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額を決定しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5. 当該事業年度の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会にて審議し、人事部・管理部門執行役員による社長との十分な協議が行われているため、取締役会もその判断を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況ならびに果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は次のとおりです。

a) 社外取締役 田中 若菜氏

リンクトイン・ジャパン(株)日本代表であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、幅広く高度な知見、経験に基づき積極的な意見・助言をいただいております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

b) 社外取締役 奥野 宏氏

KTSS(株)マネージングパートナーであります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、豊富な海外での勤務経験を生かした国際的な視点から、発言、助言をいただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

c) 社外取締役（監査等委員） 佐藤 はるみ氏

アンカー税理士法人札幌事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有し、専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。また監査等委員会11回全てに出席し、監査等委員として取締役の職務執行に関する監査に貢献しました。

また指名・報酬委員会の委員として、開催された13回全ての委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程においてご発言をいただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

d) 社外取締役（監査等委員） 岡崎 拓也氏

岡崎拓也法律事務所代表、(株)ホクリヨウの社外監査役及び(株)フルテックの社外取締役監査当委員であります。当社と同事務所、両社との間には特別な関係はありません。

当期に開催された取締役会10回全てに出席し、弁護士としての豊富な業務経験と企業法務に関する専門的知識をもとに、経営上有益なご意見をいただいております。また監査等委員会11回全てに出席し、監査等委員として取締役の職務執行に関する監査に貢献しました。

また指名・報酬委員会の委員長として、開催された13回の委員会全てに出席し、客観的・

中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程においてご発言をいただき、指名・報酬委員会の運営に貢献いただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

e) 社外取締役（監査等委員） 浅田 龍一氏

（株）ITOI文化生活研究所顧問、（株）トップカルチャーのアドバイザーであります。当社と両社との間には特別な関係はありません。

就任後に開催された取締役会7回全てに出席し、長年にわたり小売業の経営者として企業経営を行われた経験と豊富な知識に基づき様々なご意見、アドバイスをいただいております。また就任後に開催された監査等委員会7回全てに出席し、経営者としての視点からガバナンスに関するご意見をいただき、経営監視機能を発揮いたしました。また、指名・報酬委員会の委員として就任後に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席し、経営層の後継者育成計画の実施に際して貴重なご意見、アドバイスをいただいております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

なお、社外役員が当事業年度において当社の子会社等から受けた報酬等の額はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期 (2022年5月期)	第61期 (2023年5月期)	第62期 (2024年5月期)	第63期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高(百万円)	915,700	970,079	1,027,462	845,603
経常利益(百万円)	40,052	45,689	47,466	37,840
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	21,388	25,258	21,743	17,207
1株当たり当期純利益(円)	440.59	519.90	447.27	353.67
総資産(百万円)	562,363	539,830	549,551	583,362
純資産(百万円)	284,046	304,144	305,297	306,377
1株当たり純資産額(円)	5,314.48	5,690.49	5,748.63	5,778.90

(注) 1. 当連結会計年度は、決算期変更（5月15日から2月末日）に伴い、9.5ヶ月の変則決算となっております。

2. 第62期（2024年5月期）については、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米国の堅調な内需や中国の経済対策が下支えとなり底堅い成長を維持するとみられます。日本経済は、個人消費が食料品高騰により伸び悩んでいるものの、賃金引上げの流れは続いており景気は持ち直しの動きが予想されます。

ドラッグストア業界においては、調剤や食品カテゴリーのニーズを取り込みながら出店継続により市場規模は拡大を続けていますが、生産性改善及び経費コントロールの取組みが収益力の企業間格差に大きく影響しております。

このような状況のなかで、当社は当面、前中期経営計画の店舗戦略、調剤戦略、PB戦略、DX戦略について改善を加えながら収益力の向上に取り組んでまいります。また、ウエルシアホールディングス株式会社及びイオン株式会社との経営統合を進め、統合シナジーの創出に向け対応してまいります。

以上により、次期の連結業績の予想といたしましては、売上高1兆1,134億円、営業利益511億円、経常利益503億円、親会社株主に帰属する当期純利益248億円を見込んでおります。

2026年2月期の重点方針は次のとおりです。

① 収益性を重視した店舗展開戦略

出店済み地域においてドミナント戦略の更なる推進を図るとともに、店舗開発管理部の設置など店舗管理体制を強化し、より質の高い新規出店を通じて収益性を高めてまいります。また既存店においても、新たな品種の導入やスクラップ・アンド・ビルドを継続的に行い、収益力改善を図ってまいります。さらにこれらと並行して、M&Aを含めた地域への展開拡大にも引き続き取り組んでまいります。

② 調剤薬局の新規開設推進と機能向上

既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店を引き続き推進し、併設するドラッグストア店舗との連携強化によるヘルスケアサポート機能の充実を図ってまいります。システム面を含めた環境整備を進め、自社アプリを起点としたデータ連携などDXの取り組みを通じた治療効果増進・予防推進にも取り組んでまいります。

③ プライベートブランドを通じた企業価値・競争力向上

「くらしリズム」「くらしリズムMEDICAL」の開発・販売を推進し、ツルハグループを代表する優れた商品の開発とブランド育成を図るべく、大手メーカーとの共同開発、食品PBの開発の加速、健康志向や付加価値商品の開発を行ってまいります。同時に、環境配慮型商品の開発および環境配慮パッケージの採用にも取り組み、商品開発を通じた企業価値の向上を図ってまいります。

④ デジタル戦略の推進とIT基盤の強化

ドラッグストア業界最大の店舗網を活かし、顧客データプラットフォームを活用した顧客満足度向上と新規顧客の獲得を図る新たなマーケティングの展開に取り組んでまいります。このためには、MAツールによる販促施策やBIツールによる経営における意思決定プロセスの効率化に取り組んでまいります。

⑤ サステナブル経営の推進

地域社会の一員である社員自身の自律的な成長を図るべく「人的資本経営」を策定し、人的資本の価値向上を通じた地域社会への更なる貢献を図るなど、引き続きSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。同時に、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実により長期的な企業価値向上を目指します。

2026年2月期は、新規出店120店舗、閉店62店舗、期末店舗数2,716店舗を計画しております。また、当社はイオン株式会社とウエルシアホールディングス株式会社との経営統合を進め、各社の経営資源を最大限に活用して連携し、様々な分野でシナジーを発揮することを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社11社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等の販売および調剤薬局の経営に関する事業等を行っております。

(6) 主要な営業所（2025年2月28日現在）

当社本社 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗2,658店舗（その他 海外22店舗、フランチャイズ加盟店舗7店舗）

当社グループ直営店舗の分布状況（地区および店舗数）は次のとおりであります。

都 道 府 県 別	店 舗 数	都 道 府 県 別	店 舗 数
北海道	437店舗	大阪府	24店舗
青森県	67店舗	兵庫県	24店舗
岩手県	78店舗	和歌山県	18店舗
宮城県	148店舗	鳥取県	43店舗
秋田県	83店舗	島根県	57店舗
山形県	97店舗	岡山県	15店舗
福島県	120店舗	広島県	201店舗
茨城県	51店舗	山口県	58店舗
栃木県	35店舗	徳島県	25店舗
埼玉県	9店舗	香川県	51店舗
千葉県	151店舗	愛媛県	119店舗
東京都	162店舗	高知県	30店舗
神奈川県	39店舗	福岡県	104店舗
新潟県	30店舗	佐賀県	6店舗
山梨県	32店舗	長崎県	7店舗
長野県	19店舗	熊本県	12店舗
静岡県	102店舗	大分県	9店舗
愛知県	91店舗	宮崎県	11店舗
滋賀県	5店舗	鹿児島県	37店舗
京都府	5店舗	沖縄県	46店舗
		計	2,658店舗

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 当社グループの状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	5,538名	△142名	38歳 11ヵ月	14年 4ヵ月
女性	5,776名	△177名	34歳 1ヵ月	10年 2ヵ月
合計または平均	11,314名	△319名	36歳 6ヵ月	12年 2ヵ月

(注) 上記従業員数には、社外への出向者16名を含み、嘱託542名およびパートタイマーは含めておりません。
なお、パートタイマーの年間平均人数は21,333名(1日1人8時間換算)であります。

② 当社の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	164名	8名	46歳 6ヵ月	20年 4ヵ月
女性	47名	9名	45歳 4ヵ月	19年 3ヵ月
合計または平均	211名	17名	46歳 3ヵ月	20年 1ヵ月

(注) 1. 上記従業員数には、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は2名(1日1人8時間換算)、嘱託は18名であります。
2. 上記従業員数には、当社グループからの出向者125名、当社グループへの出向者2名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	25,000百万円
(株)北洋銀行	6,000百万円
三井住友信託銀行(株)	5,375百万円
(株)三菱UFJ銀行	1,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

発行回数 (株式報酬型 ストック オプション)	新株予約権 の数(新株 予約権1個に つき200株)	目的となる 株式の数	新株予約 権の払込 金額	行使 価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有 者数
2008年 新株予約権	44個	8,800株	無償	1円	2008年9月26日から 2028年9月25日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	4個	800株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	7個	1,400株	1名
2009年 新株予約権	48個	9,600株	無償	1円	2009年9月26日から 2029年9月25日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	8個	1,600株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	8個	1,600株	1名
2010年 新株予約権	53個	10,600株	無償	1円	2010年9月28日から 2030年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	9個	1,800株	1名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	9個	1,800株	1名
2011年 新株予約権	71個	14,200株	無償	1円	2011年9月28日から 2031年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	18個	3,600株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	9個	1,800株	1名
2012年 新株予約権	68個	13,600株	無償	1円	2012年9月28日から 2032年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	14個	2,800株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	8個	1,600株	1名
2013年 新株予約権	33個	6,600株	無償	1円	2013年9月28日から 2033年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	7個	1,400株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	4個	800株	1名
2014年 新株予約権	32個	6,400株	無償	1円	2014年9月28日から 2034年9月27日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	7個	1,400株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	3個	600株	1名
2015年 新株予約権	20個	4,000株	無償	1円	2015年9月29日から 2035年9月28日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	5個	1,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	2個	400株	1名
2016年 新株予約権	22個	4,400株	無償	1円	2016年9月27日から 2036年9月26日まで	取締役(監査等委員およ び社外取締役を除く)	5個	1,000株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	1個	200株	1名

(注) 取締役(監査等委員)保有分は、当社の取締役の地位にあったときに付与されたものであります。

- ② 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社の会計監査人を設置している全ての子会社につきましても有限責任監査法人 トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。
4. 上記以外に、前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、後任会計監査人への監査業務引継ぎの監査業務報酬として24百万円、金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬等として199百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨の報告をいたします。

④ 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保するための整備および運用を行っております。今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務権限の範囲を明確にした「職務権限規程」および「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務の遂行が法令および定款に適合する体制の確立を進めております。
 - b) 「コンプライアンス規程」を制定およびこれを周知し、法令（行政上の通達・指針等を含む。）、社内規則および企業倫理の遵守体制の確立を進めております。
 - c) 「内部通報規程」を制定し、職制に沿った伝達経路とは別に業務執行部門から独立した通報体制を整備しております。また社内外の通報に対しては、執行部門から独立したコンプライアンス統括グループを通報受領者とし、必要に応じて通報内容が取締役に適切に伝達される体制を運用しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録を含めた取締役の業務執行に係る文書について過年度を含め、必要に応じて10年間は閲覧可能な管理を行い、取締役に対し常に必要な情報が得られる体制を運用しております。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社を取り巻くリスクを以下の項目で分類し、これに対応するための「リスク・マネジメント規程」を制定しリスクを早期に捉え、かつ迅速に対応し会社に与える損害を最小限にするための体制を整備しております。

不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を運用しております。

- イ) 物に関するリスク (会社の資産等)
- ロ) 人に関するリスク (経営者、従業員)
- ハ) 経営に関するリスク
- ニ) 情報に関するリスク
- ホ) その他 法令違反に関するリスク

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 当社および当社子会社内の組織の役割および職位に応じた権限を明確化した「職務権限規程」および「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務遂行の効率的な運営を図るとともに責任体制の確立をすすめております。
- b) 「取締役会規程」を制定し、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略の意思決定を迅速に行う運用を図っております。
- c) 「グループ執行会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の取締役および執行役員で構成する「グループ執行会議」を開催し、当社および当社子会社の取締役および執行役員が経営執行の基本方針、基本計画その他、経営に関する重要事項を円滑に伝達され執行決定を行う運用を図っております。

- ⑤ 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 当社の「内部統制システム構築の基本方針」を適用し、当社および当社子会社からなる企業集団の内部統制システムの構築を行うため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を組織し内部統制システムの運用状況について独立的評価を行っております。また執行部門から独立した監査室を設置し、執行部門に対する監視活動を行っております。
 - b) 「グループ執行会議規程」を制定し、月1回定期的に当社および当社子会社の取締役および執行役員で構成する「グループ執行会議」を開催し、経営に関する重要事項が適切に報告される運用を図っております。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ監査等委員の同意を要するものとし、独立性を確保することとしております。
- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は監査等委員会の指示により業務執行を行うこととし監査等委員会の指示の実効性を確保することとしております。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会および監査等委員、監査等委員会の職務を補助すべき使用人への報告に対する体制整備のため、以下の内容を「監査等委員会規程」を制定し、適切に運用するものとしています。

- a) 監査等委員会は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を要求並びに当社および当社子会社の業務及び財産の調査を行えるものとする。
- b) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人から報告を求められたときは、適切な報告を行うものとする。
- c) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し報告を行った者が、いかなる不利益も受けない体制を確保する。

- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に監査上の諸費用が発生した場合、会社は当該費用を負担するものとしており、着手金等の前払い、および事後的に発生した費用の償還についても同様とするものとしております。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、会計監査人から定期的に報告をうけるとともに、内部監査部門から年4回定期的に監査等委員会に対して内部統制システムの構築状況および内部監査の状況について報告を求め、効果的な監査業務体制を確保しております。(当年度は決算期変更に伴い、9.5ヶ月決算となったことから3回の報告となっております。)

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を年4回定期的に開催し決算・財務報告に係る内部統制の評価を行い金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備および運用しております。当年度は5回の内部統制委員会を開催しております。

⑫ 反社的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化および将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および増床・改装に伴う設備投資やM&Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

今後も、中長期的な視点にたつて、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金については当期業績を踏まえて112.0円の配当とさせていただきます。すでに、2025年1月10日に実施済みの中間配当金1株当たり155.0円とあわせまして、年間配当金は1株当たり267円となります。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	92,739	買掛金	139,398
売掛金	41,180	短期借入金	5,000
商品	149,090	1年内返済予定の長期借入金	4,950
原材料及び貯蔵品	104	未払金	10,517
その他の	19,770	リース債務	1,896
貸倒引当金	△73	未払法人税等	6,396
流動資産合計	302,811	契約負債	18,849
固定資産		賞与引当金	6,672
有形固定資産		役員賞与引当金	461
建物及び構築物	83,612	ポイント引当金	296
工具、器具及び備品	15,527	店舗閉鎖損失引当金	745
土地	16,011	その他	11,461
リース資産	19,442	流動負債合計	206,646
建設仮勘定	3,348	固定負債	
その他	0	長期借入金	27,925
有形固定資産合計	137,942	リース債務	23,993
無形固定資産		繰延税金負債	2,279
のれん	19,773	退職給付に係る負債	1,324
ソフトウェア	7,276	資産除去債務	7,554
その他	1,245	店舗閉鎖損失引当金	2,707
無形固定資産合計	28,295	その他	4,553
投資その他の資産		固定負債合計	70,338
投資有価証券	31,942	負債合計	276,984
繰延税金資産	6,632	純資産の部	
退職給付に係る資産	209	株主資本	
差入保証金	71,076	資本金	11,626
その他	4,506	資本剰余金	21,541
貸倒引当金	△54	利益剰余金	232,706
投資その他の資産合計	114,312	自己株式	△5,315
		株主資本合計	260,558
		その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	20,503
		退職給付に係る調整累計額	175
		その他の包括利益累計額合計	20,678
		新株予約権	866

固定資產合計	280,550	非支配株主持分	24,273
		純資產合計	306,377
資產合計	583,362	負債純資產合計	583,362

連結損益計算書

(2024年5月16日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	845,603
売上原価	588,063
売上総利益	257,540
販売費及び一般管理費	219,645
営業利益	37,894
営業外収益	
受取利息	88
受取配当金	245
受取補助品	256
受取贈貸	400
受取賃貸料	252
受取その他	539
営業外費用	
支払利息	1,451
支払その他	386
経常利益	1,837
特別利益	37,840
固定資産売却益	48
新株予約権戻入	1,165
退職給付引当金戻入	3,830
特別損失	278
固定資産売却損	85
固定資産減損	3
店舗閉鎖損失	10,743
その他	3,110
税金等調整前当期純利益	840
法人税、住民税及び事業税	13,236
法人税等調整額	△3,469
当期純利益	9,767
非支配株主に帰属する当期純利益	18,613
親会社株主に帰属する当期純利益	1,406
	17,207

連結株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,535	21,449	231,896	△5,314	259,567
誤謬の訂正による累積的影響額			△2,361		△2,361
誤謬の訂正を反映した当期首残高	11,535	21,449	229,535	△5,314	257,205
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	91	91			182
剰 余 金 の 配 当			△14,035		△14,035
親会社株主に帰属する当期純利益			17,207		17,207
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	91	91	3,171	△1	3,352
当 期 末 残 高	11,626	21,541	232,706	△5,315	260,558

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	22,150	207	22,358	2,017	23,799	307,743
誤謬の訂正による累積的影響額			-		△84	△2,446
誤謬の訂正を反映した当期首残高	22,150	207	22,358	2,017	23,715	305,297
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						182
剰 余 金 の 配 当						△14,035
親会社株主に帰属する当期純利益						17,207
自 己 株 式 の 取 得						△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,647	△32	△1,679	△1,150	558	△2,272
当 期 変 動 額 合 計	△1,647	△32	△1,679	△1,150	558	1,080
当 期 末 残 高	20,503	175	20,678	866	24,273	306,377

【連結注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

(株)ツルハ

(株)くすりの福太郎

(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本

(株)レデイ薬局

(株)杏林堂グループ・ホールディングス

(株)杏林堂薬局

(株)ドラッグイレブン

(株)ツルハグループマーチャンダイジング

(株)ツルハフィナンシャルサービス

(株)ツルハ酒類販売

(株)セベラル

(連結の範囲の変更)

(株)ビー・アンド・ディーについては、2024年5月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除いております。

また、(株)広島中央薬局については、2025年2月1日付で(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本を存続会社、(株)広島中央薬局を消滅会社とする吸収合併を行ったため、(株)ツルハファーマシーについては、2024年8月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ツルハファーマシーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、それぞれ連結の範囲から除いております。

② 主要な非連結子会社の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち、主要な会社等の名称

Tsuruha (Thailand) Co., Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO., LTD.

(持分法適用から除いた理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

なお、当社及び連結子会社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、調剤に用いる薬剤等は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

工具、器具及び備品 2～20年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。
- ニ. ポイント引当金
- 当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。
- ホ. 店舗閉鎖損失引当金
- 店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理しております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識 当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

ロ. 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

ハ. 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～20年）で均等償却しております。

なお、重要性のないものについては一括償却しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」（当連結会計年度44百万円）および「営業外費用」の「中途解約違約金」（当連結会計年度140百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	137,942百万円
無形固定資産(のれんを除く)	8,522百万円
投資その他の資産	2,201百万円
減損損失	10,743百万円

(注)投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、一部の差入保証金及び「その他」に含まれる長期前払費用であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産および遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、割引前将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境および内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、開店後の年数経過に伴う売上高の成長及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定および測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	8,047百万円
-----	----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

（株）杏林堂グループ・ホールディングスに係るのれんについて、競争環境の激化により株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度における店舗の賃貸借契約等に関連する会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。これにより、当連結会計年度の期首の利益剰余金が2,361百万円、非支配株主持分が84百万円減少しております。

6. 追加情報

（決算日後における法人税等の税率の変更）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は当連結会計年度の計算において使用した30.4%から2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 116,661百万円
- (2) 保証債務

連結子会社の（株）ツルハは一部の店舗の差入保証金17百万円について、金融機関および貸主との間で代位預託契約を締結しております。当該契約に基づき、金融機関は、貸主に対して差入保証金相当額17百万円を同社に代わって預託しており、（株）ツルハは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 49,557,068株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 取締役会	普通株式	6,492	133.5	2024年5月15日	2024年7月23日
2024年12月19日 取締役会	普通株式	7,543	155.0	2024年11月15日	2025年1月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生予定日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	5,450	利益剰余金	112.0	2025年2月28日	2025年5月8日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
2008年新株予約権	普通株式	8,800株
2009年新株予約権	普通株式	9,600株
2010年新株予約権	普通株式	10,600株
2011年新株予約権	普通株式	14,200株
2012年新株予約権	普通株式	13,600株
2013年新株予約権	普通株式	6,600株
2014年新株予約権	普通株式	6,400株
2015年新株予約権	普通株式	4,000株
2016年新株予約権	普通株式	4,400株
第11回新株予約権	普通株式	475,800株
合 計		554,000株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の回収確実性を最重視し、かつ常識的な運用益が得られるような商品で運用しております。金融機関の選定についても信用面に留意しつつ、安全性の確保に努めております。

投資有価証券は政策的に保有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	31,293	31,293	—
(2) 差入保証金	70,564	62,898	△7,665
資産計	101,857	94,191	△7,665
(3) 長期借入金(*3)	32,875	32,462	△412
負債計	32,875	32,462	△412

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	649

(*3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区 分	時 価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	29,884	—	—	29,884
そ の 他	—	1,409	—	1,409
資 産 計	29,884	1,409	—	31,293

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
差 入 保 証 金	—	62,898	—	62,898
資 産 計	—	62,898	—	62,898
長 期 借 入 金	—	32,462	—	32,462
負 債 計	—	32,462	—	32,462

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債利率に与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		金額 (百万円)
商 品	医 薬 品	200,746
	化 粧 品	117,511
	雑 貨	220,139
	食 品	219,071
	そ の 他	84,470
小 計		841,940
手 数 料 収 入 等		2,611
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益		844,551
そ の 他 の 収 益		1,051
外 部 顧 客 へ の 売 上 高		845,603

- (注) 1. 「その他」の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。
 2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度(百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	47,504
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	41,180
契約負債(期首残高)	16,608
契約負債(期末残高)	18,849

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、9,282百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度(百万円)
1年以内	11,252
1年超	7,596
合計	18,849

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,778円90銭
1株当たり当期純利益	353円67銭

12. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の吸収合併

当社は2023年12月8日開催の取締役会において、当社連結子会社の株式会社ツルハを存続会社、当社の連結子会社である株式会社ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年5月16日付で当該吸収合併を行いました。

吸収合併の概要は、次のとおりであります。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

i. 吸収合併存続会社

結合企業の名称	株式会社ツルハ
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の経営

ii. 吸収合併消滅会社

被結合企業の名称	株式会社ビー・アンド・ディー
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の経営

②企業結合日

2024年5月16日（効力発生日）

③企業結合の法的形式

株式会社ツルハを吸収合併存続会社、株式会社ビー・アンド・ディーを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社ツルハ

⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社ビー・アンド・ディーは2024年5月15日現在愛知県内で80店舗のドラッグストア、調剤薬局を展開しております。同社は2018年5月にツルハグループの一員となって以来愛知県内で積極的にドミナント化を行ってまいりましたが、このたびツルハグループの中核会社であり全国への出店を進めている株式会社ツルハが株式会社ビー・アンド・ディーを吸収合併する事により、ツルハグループの経営効率化を進め、愛知県内における営業基盤の一層の強化を図るものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携に係る最終契約書の締結)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）との間で、資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

(1) 資本業務提携の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、2024年2月28日付で日本のみならずASEAN（東南アジア諸国連合）をはじめとするグローバル規模において、人々の未病、予防、治療に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次なヘルス&ウェルネスの実現を目的としたツルハHD及びウエルシアHDの経営統合（以下「本経営統合」）を含むイオン、ツルハHD及びウエルシアHDの資本業務提携（以下「本資本業務提携」）の協議を開始することに合意しました。そして、本資本業務提携が、地域生活者のより高次なヘルス&ウェルネスを実現することにつながると判断し、2025年4月11日付で本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限らない成長機会を創出していきます。

(2) 本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

① 資本提携の内容

当社、イオン及びウエルシアHDは、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。

これらの各取引により、ウエルシアHDは当社の完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有する当社株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、当社株式を取得することで、当社を連結子会社とする（以下「本連結子会社化」といいます。）とともに、当社は、イオングループのヘルス&ウェルネス事業を牽引する中核子会社となります。

イ. イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の条件が充足することを前提に、野村証券株式会社より当社株式3,530,000株を取得します。これにより、イオンが保有する当社株式は、既に保有している当社株式9,675,200株と合わせて13,205,200株（所有割合は26.83%）となり、当社はイオンの持分法適用関連会社となる予定です。

- ロ. 2025年4月11日付で当社及びウエルシアHDが締結した、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、当社は、2025年9月1日を効力発生日として、当社株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。
- ハ. 本株式交換の効力発生により、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、当社株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%となるよう、当社株式を取得します。なお、本公開買付けは2026年1月に完了することを見込んでおります。
- ニ. 本公開買付けの決済後において、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、当社及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。
- ② 業務提携の内容
- 本資本業務提携最終契約において、当社、イオン及びウエルシアHDが合意している業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の内容は以下のとおりです。
- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
 - (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
 - (iii) 物流効率化の相互協力
 - (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
 - (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
 - (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
 - (vii) 経営ノウハウの交流
 - (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
 - (ix) 人材及び人事情報の交流

(3) 本資本業務提携の相手先の概要

① イオン

① 名称	イオン株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④ 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

② ウエルシアHD

① 名称	ウエルシアホールディングス株式会社
② 所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明
④ 事業内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

(4) 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日（イオン） 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（当社・ウエルシアHD）	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結日	2025年4月11日
イオンによる当社株式の追加取得	2025年5月頃（予定）
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月26日（予定）
本株式交換契約の承認に係るウエルシアHD株主総会	2025年5月27日（予定）
ウエルシアHDの上場廃止	2025年11月27日（予定）
本株式交換の効力発生	2025年12月1日（予定）
本公開買付けの開始	2025年12月上旬（予定）

(株式交換契約の締結)

当社及びウエルシアHDは、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

(1) 本件株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	ウエルシアホールディングス株式会社
事業の内容	ドラッグストア事業の展開・運営

② 本株式交換の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記（資本業務提携に係る最終契約書の締結）」に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

③ 本株式交換の効力発生日

2025年12月1日

④ 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、当社を株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする方法により行います。

(2) 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ウエルシアHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式237,416,868株 (予定)	

(注) 本株式交換により交付する株式として当社が保有する自己株式を充当しました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2025年4月11日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1) 株式分割

① 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

② 株式分割の概要

イ. 株式分割の方法

2025年8月31日(日)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上8月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたします。

ロ. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	49,557,068株
今回の株式分割により増加する株式数	198,228,272株
株式分割後の発行済株式総数	247,785,340株
株式分割後の発行可能株式総数	760,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数は2025年2月28日現在のものです。新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年8月15日(金)
基準日	2025年8月31日(日)
効力発生日	2025年9月1日(月)

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自2024年5月16日 至2025年2月28日)
1株当たり当期純利益	70円73銭

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2025年9月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款 (発行可能株式総数)	変更後定款 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>152,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>760,000,000株</u> とする。

③ 変更の日程

効力発生日 2025年9月1日(月)

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	24,957	短期借入金	5,000
売掛金	931	1年内返済予定の長期借入金	1,500
貯蔵品	0	未払金	2,116
関係会社短期貸付金	4,978	未払費用	76
その他	1,432	未払法人税等	13
貸倒引当金	△178	預り金	56
流動資産合計	32,121	賞与引当金	68
固定資産		役員賞与引当金	182
有形固定資産		その他	63
建物	0	流動負債合計	9,077
工具、器具及び備品	32	固定負債	
有形固定資産合計	32	長期借入金	26,000
無形固定資産		その他	9
ソフトウェア	6,807	固定負債合計	26,009
その他	177	負債合計	35,086
無形固定資産合計	6,985	純資産の部	
投資その他の資産		科目	金額
関係会社株式	124,754	株主資本	
繰延税金資産	213	資本金	11,626
関係会社長期貸付金	5,000	資本剰余金	
その他	200	資本準備金	44,909
投資その他の資産合計	130,168	その他資本剰余金	2,452
固定資産合計	137,186	資本剰余金合計	47,362
		利益剰余金	
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	79,666
		別途積立金	861
		繰越利益剰余金	78,804
		利益剰余金合計	79,681
		自己株式	△5,316
		株主資本合計	133,353
		新株予約権	866

		純 資 產 合 計	134,220
資 產 合 計	169,307	負 債 純 資 產 合 計	169,307

損益計算書

(2024年5月16日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収入		23,317
営業費用		7,612
営業利益		15,705
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	5	
貸倒引当金戻入益	15	
その他	8	42
営業外費用		
支払利息	57	
貸倒引当金繰入額	22	
その他	16	95
経常利益		15,652
特別利益		
新株予約権戻入益	1,165	1,165
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	840	840
税引前当期純利益		15,977
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	△158	△145
当期純利益		16,123

株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	11,535	44,818	2,452	47,270	15	861	76,717	77,593	△5,314	131,085
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	91	91		91						182
剰 余 金 の 配 当							△14,035	△14,035		△14,035
当 期 純 利 益							16,123	16,123		16,123
自 己 株 式 の 取 得									△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	91	91	—	91	—	—	2,087	2,087	△1	2,268
当 期 末 残 高	11,626	44,909	2,452	47,362	15	861	78,804	79,681	△5,316	133,353

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,017	133,102
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		182
剰 余 金 の 配 当		△14,035
当 期 純 利 益		16,123
自 己 株 式 の 取 得		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,150	△1,150
当 期 変 動 額 合 計	△1,150	1,117
当 期 末 残 高	866	134,220

【個別注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産

定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導を行っており、役務提供を実施した時点で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」(当事業年度177百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

㈱杏林堂グループ・ホールディングス株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 23,089百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

㈱杏林堂グループ・ホールディングスについて、競争環境の激化により当期純利益が株式取得時の事業計画を下回る実績となっておりますが、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額を比較した結果、実質価額は著しく低下していないと判定し、評価損は計上しておりません。

実質価額は著しく低下していないという判定は、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌事業年度の評価損の認識要否の判定及び測定される評価損の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

連結注記表「6. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	204百万円
(2) 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
(株)ソルハ	2,625百万円
(株)ドラッグイレブン	2,750百万円
合計	5,375百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	775百万円
短期金銭債務	6百万円
長期金銭債務	8百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

営業収入	23,291百万円
営業費用	34百万円
営業取引以外の取引高	12百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	890,955株
------	----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産　・・・未払事業税、賞与引当金

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	事業の内容 又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ツルハ	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 4名	経営指導等	経営指導料 等の受取 (注)1	4,097	売掛金	522
						銀行借入金 に対する債 務 保 証 (注)2	2,625	—	—
子会社	(株) ドラッグ イレブン	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	資金の貸付 経営指導等	銀行借入金 に対する債 務 保 証 (注)2	2,750	—	—
						資金の貸付 (注)3	3,200	関係会社 短期貸付金	3,200
								関係会社 長期貸付金	5,000

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料等の受取については双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注) 2. 金融機関の借入については債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

(注) 3. 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,740円18銭

1株当たり当期純利益 331円40銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年4月17日
株式会社ツルハホールディングス 取締役会 御中	有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轟 一成 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 相澤陽介	
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2024年5月16日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
強調事項 連結注記表5. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。		
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 一成
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 相澤 陽介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2024年5月16日から2025年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月16日から2025年2月28日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社ツルハホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 大 船 正 博 ⑩

監 査 等 委 員 佐 藤 は る み ⑩

監 査 等 委 員 岡 崎 拓 也 ⑩

監 査 等 委 員 浅 田 龍 一 ⑩

(注) 監査等委員佐藤はるみ、岡崎拓也及び浅田龍一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上